

## 「過去問③」の訂正について

改正に付き、次のように訂正してください。

### <過去 10 年条文順問題集③社会保険編>

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
197	19 の解説	× (法 76 条、令 29 条の 7 第 2 項 10 号) 「16 万円」ではなく、「65 万円」であるため、設問は誤りとなる。国民健康保険料の賦課限度額は、「基礎賦課額 65 万円」・「後期高齢者支援金等賦課額 <u>22 万円</u> 」・「介護納付金賦課額 17 万円」とされている。	× (法 76 条、令 29 条の 7 第 2 項 10 号) 「16 万円」ではなく、「65 万円」であるため、設問は誤りとなる。国民健康保険料の賦課限度額は、「基礎賦課額 65 万円」・「後期高齢者支援金等賦課額 <u>24 万円</u> 」・「介護納付金賦課額 17 万円」とされている。

以上